

幼児教育無償化について

2019年3月 つるまき幼稚園

平素は当園の運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今年10月から施行される「幼児教育無償化」について、現時点で判明している内容をお知らせします。まだ、国・県・市町村でも詳細まで決まっていない状況ですが、これらについても内容がわかり次第、随時お知らせいたします。

・保育料

この制度では、収入に関係なくすべてのお子様について保育料を月額25,700円まで補助されます。(通園送迎費、食材料費、行事費は無償化の対象外です)

当園の保育料は25,700円以下ですので、当園に関してはすべてのご家庭について毎月の保育料が無償となることとなります。※支給方法は未定(下記)

保育料以外(車両維持費・給食費・設備費等)は従来通り別途お支払いいただきます。

・対象年齢

無償化が開始される年齢は、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象としています。(当園在園児は4月を過ぎていますので全員が対象です)

ただし特例として、幼稚園の満3歳入園児については満3歳になった日から無償化の対象となります。(当園も2019.4月より満3歳入園を始めます)

ただ幼稚園での預かり保育については、保育所との公平性の観点から住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)から無償化の対象となります。

・幼稚園の預かり保育

当園在籍園児で母親の就労等、保育の必要性を認められる園児(*2号相当児)には、幼稚園保育料の無償化に加え、月額11,300円までの範囲で預かり保育料も無償化されます。補助単価は1日あたり450円を上限に、当園でのその日の利用料。

ただし当園での預かり保育後、別の認可外保育を利用する場合には、それも含めて月額上限11,300円となります。

*2号相当児は、就労証明書等の提出により、保育の必要性の確認を行うが、2号認定は受けない。

(2号相当という別の認定を受けることとなる)

※支給方法

「現物給付」(幼稚園に対して支払われる)と、「償還払い」(保護者が幼稚園に費用を一旦支払い、その後行政から費用を還付して貰う方法)とがあり、市町村がどちらにするかを決定することとなっています。現時点ではまだ決定しておりません。

以上